

福祉犯被害防止対策

福祉犯とは？

少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪
例）青少年健全育成条例（いん行等）、児童買春・児童ポルノ禁止法・・・など



現状は？

令和6年中の福岡県内における福祉犯被害者は、249人で、性別を問わず児童ポルノや性的な画像の撮影などの性被害が71.1%を占めています。
学識別では、高校生が101人と最も多く、次いで中学生の87人となっています。

県内の事例

～女子高生になりすまして裸の写真を送信させた男を検挙～
26歳の男が、女子高生になりすまし、SNSを通じて知り合った15歳少女に自撮りさせ、裸の画像を送信させた児童ポルノ法違反事件を検挙した。



保護者の皆様へ！

「ペアレンタルコントロール」を知っていますか？
→保護者が子供のスマートフォン等の利用状況を把握し、安全管理することをいいます。



～具体的な対策として～

- ① **フィルタリングを設定しましょう！**
フィルタリングとは、インターネット上の青少年に有害な情報を閲覧できなくなるプログラムやサービスのことを言います。
- ② **お子さんと話し合っ規則を決めましょう！**
 - ・ 名前や顔写真、学校名などを書き込まない。
 - ・ スマートフォンなどを使用する場所や時間を決める。
 - ・ パスワードは、保護者が管理する。
- ③ **お子さんが裸の画像等を要求された場合や、既に送ってしまった場合は被害拡大を防止するためにも警察に相談しましょう！**



福祉犯被害を疑われる事案を認知したら、

緊急の場合は110番又は、最寄りの警察署に情報提供をお願いします。



福岡県 東 警察署

福岡市東区箱崎7丁目8番2号

電話：092-643-0110

担当：生活安全課